

令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験募集要項

この採用試験は、令和8年 11 月1日付採用予定の西東京市会計年度任用職員の採用候補者を決定するために行うものです。

1 職名及び採用予定人数

職名	採用予定人数
学校特別非常勤講師(英語)	2人程度

2 受験資格

(1) 資格

任用予定教科の免許状(有効期間満了済みも含む。)を有していない者で、次に掲げる要件を満たしている者

- ア 学校教育に熱意及び理解を有している者
- イ 学校で学んだことを社会での仕事に活用した豊富な経験を有している者又は、学校教育に活用できる有用で高度な専門性を有している者
- ウ 児童を単独で指導しうる能力がある者

(2) 欠格条項(次のいずれかに該当する方は、受験できません。)

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条

- ア 禁錮(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和 4 年法律第 68 号)施行以降は「拘禁刑」)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件等

(1) 勤務日及び勤務時間、勤務場所

勤務日及び勤務時間	勤務場所
ア 勤務日は、週5日以内とし、月曜日から金曜日までの間で割り振るものとする。ただし、西東京市立小学校の校長(以下「校長」という。)が特に必要と認める場合は、勤務日を日曜日、土曜日又は休日(西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成13年西東京市条例第23号)第10条第1項各号に掲げる日)に割り振ることができる。 イ 勤務時間は、1日7時間以内とし、午前8時30分から午後4時30分までの間で、校長が西東京市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)と協議の上、定める。 ウ 勤務校については、教育長が別に定める。 ※週1から3日程度(授業1回の勤務に係る時間:90分、教科:英語)を予定。	市立小学校

(2) 職務内容

学校特別非常勤講師は、西東京市立小学校において次の職務を行うものとする。

- ア 学級担任教員と授業内容についての事前、事後の打合せに関すること
- イ 授業の実施に関すること
- ウ 授業後の児童の評価に関すること
- エ その他校長が必要であると認めること

(3) 報酬等

ア 報酬額

時間額 2,700 円

※報酬額は令和7年度実績です。令和8年度改定される場合もあります。

イ 期末・勤勉手当及び通勤手当相当額

西東京市会計年度任用職員の報酬等に関する条例により期末・勤勉手当及び通勤手当相当の報酬を支給します。

(4) 休暇・休業等

有給休暇等は、労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与します。

4 試験方法及び日程等

(1) 面接試験(選考)

応募者全員に対して、次のとおり行います。

ア 日時 令和8年 10 月8日(木)

集合時間は、受付終了後、郵送等により各自に通知します。

なお、受験者の都合による試験時間等の変更はできません。

イ 場所 西東京市役所 田無庁舎2階 203 会議室

(2) 採用候補者(名簿登載者)の決定及び通知

提出書類及び面接試験(選考)の結果を総合的に判定のうえ採用候補者(名簿登載者)を決定し、令和8年 10 月下旬頃までに可否を通知します。

5 採用候補者の取扱い等

(1) 採用候補者名簿への登載

選考に合格された方は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、**令和9年3月 31 日までとなります。**

(2) 採用について

ア 採用内定の連絡

名簿登載期間内で採用職に欠員が生じることとなった場合、市(教育指導課)から採用候補者名簿に登載された成績上位者へ採用内定の連絡をいたします。その際に採用日、勤務日、勤務時間及び報酬等の具体的な勤務条件を提示します。

イ 採用の応諾又は辞退

採用内定者は、具体的に示された勤務条件で採用に応じるか、又は採用を辞退するか判断していただき、書面によりその旨回答していただきます。

採用辞退される場合は次回の採用の参考とするため、辞退理由をお伺いする場合があります。なお、採用を辞退された場合、ご本人からの意思表示がない限り採用候補者名簿から削除されます。

ウ 採用

採用されてから1か月間の条件付採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、採用となります。なお、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。任期終了後に再度任用された場合には、改めて条件付採用期間が設定されます。

(3)任用期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

会計年度任用職員の任用期間は、会計年度をまたがらない1年以内となっています(地方公務員法第22条の2第2項参照)。

なお、西東京市の条件をすべて満たした場合に限り、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考(勤務成績を資料とした選考)を受けることができます(西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則参照)。

6 応募の手続

(1)申込書の配布

ア 配布期間及び時間

令和8年9月14日(月)から令和8年9月25日(金)まで

※午前8時30分から午後5時まで。土・日曜日、祝日は除く。

イ 配布場所

西東京市役所 田無第二庁舎3階教育指導課・田無庁舎5階職員課

(申込書は西東京市ホームページからダウンロードすることもできます。)

(2)申込書の受付

方法	期間	場所
持参	令和8年9月14日(月)から令和8年9月25日(金)まで ※午前8時30分から午後5時まで ※土・日曜日、祝日は除く。	西東京市役所 田無第二庁舎3階 教育指導課
郵送	令和8年9月25日(金)まで(消印有効) ※申込書を書留以外で郵送した場合の事故について、本市は一切の責任を負いません。	〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番13号 田無第二庁舎3階 西東京市教育委員会教育部 教育指導課教職員係 学校特別非常勤講師担当 宛て

(3) 申込に必要な書類

応募書類		注意事項
①	令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験 申込書・履歴書	・当市指定用紙を使用してください。 ・申込書の指定箇所に、最近3箇月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、4cm×3cm型の写真をのりづけしてください。
②	令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験 受験票	当市指定用紙を使用してください。
③	返信用封筒 2通	・定形長形3号の封筒を各自で用意してください。 ・110 円切手を貼り、住所、氏名(様と記入)を記入してください。

7 その他

- (1) 当市の他の職(任用)と合計して一週あたり 38 時間 45 分以上働くことはできません。
- (2) 申込書等の提出書類は、採用試験に係る目的以外には使用いたしません。
なお、提出後の返却はできません。
- (3) 申込書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに下記の担当までご連絡ください。
- (4) 採用試験に関して提出した書類等の内容に虚偽があると、会計年度任用職員として採用される資格を失う場合があります。

8 郵送・問合わせ先

西東京市教育委員会教育部教育指導課教職員係 担当 鈴木

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番 13 号(田無第二庁舎)

電話 042-420-2826(直通)

042-464-1311(内線 12631)